別表六の二（十八）付表二　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第68条の15の２第２項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「地方事業所特別基準雇用者数（別表六の二(十八)付表一「32」）⑹」の欄は、別表六の二(十八)付表一「34」の欄に数の記載がある場合には、その数を記載すること。

3　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）が１年に満たない場合には、「税額控除限度額（６の内書）⑺」の欄中「30万円」とあるのは「$30万円\times\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」と、「20万円」とあるのは「$20万円\times\frac{当該連結親法人事業年度の月数}{12}$」として記載すること。